社会福祉法人　慈恵会

さわやかナーシングビラホームヘルプサービス訪問介護事業　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　慈恵会（以下「事業者」という。）が設置運営するさわやかナーシングビラホームヘルプサービス訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う介護保険法に規定する訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業・訪問介護相当サービス事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

３　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービスの事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

４　事業所は、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人（以下「利用者の家族等」という。）に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明するとともに、利用者、利用者の家族等との連携を図る。

５　事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供するとともに、常に提供したサービスの管理及び評価を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　さわやかナーシングビラホームヘルプサービス

⑵　所在地　岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井８１番地の２

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

⑴　管理者（介護福祉士）　　１名（常勤）

⑵　サービス提供責任者（介護福祉士）　２名（常勤）

⑶　訪問介護員　　１名以上（常勤換算２．５以上）

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

⑴　営業日　毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

2025.4.1

⑵ 営業時間　午前8時から午後5時30分まで（土曜日は午前8時から午後0時30分まで）
とする。ただし、電話等による24時間常時連絡の可能な体制とする。

（個別援助計画等の作成・変更）

第6条　サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族、介護者の状況を十分に把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別援助計画等を作成する。既に居宅サービス計画・介護予防ケアプランが作成されている場合は、その内容に沿った個別援助計画等を作成する。又、担当の介護支援専門員及び地域包括支援センター職員から個別援助計画等の提出の求めがあった場合はそれに応じる。

2　個別援助計画等の作成後、この計画の実施状況を把握し、結果について指定介護・予防支援事業者に報告する。

3　個別援助計画等の作成、変更の際には、利用者、利用者の家族等に対し、当該計画を説明し、同意を得る。

4　サービスの提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努める。

5　利用者に対し、個別援助計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理及び評価を行う。

（サービスの内容）

第7条　サービスの内容は次のとおりとする。

⑴ 身体介護

⑵ 生活援助

⑶ 相談、助言等に関すること

（利用料その他の費用の額）

第8条　事業所が提供するサービスの利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、法定代理受領サービスであるときは、重要事項説明書の記載によるものとし、次に掲げる項目については、別料金の支払を受ける。

⑴ 第9条で定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅で行う指定訪問介護・第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）に要した交通費は実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ア　片道3Km未満1回につき　300円

イ　片道3Km以上1回につき　500円

⑵ 利用者の希望により、介護保険制度で認められないサービスを提供する場合、介護報酬の告示上の額とする。

2　利用料金は、現金又は金融機関口座からの振替にて事業所が指定する期日にまでに支払いを受ける。

2025.4.1

（事業の実施地域）

第9条　通常の事業の実施区域は、次のとおりとする。

美濃加茂市、 可児市（今渡・土田・川合・広見・上恵土・中恵土・下恵土地区）

八百津町 （和知・野上・上牧野・上飯田地区）

川辺町（下川辺・中川辺・西栃井・福島・比久見・下飯田・石神・上川辺・下吉田地区）

（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条　事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者、利用者の家族等の同意を得る。

（身体拘束・虐待の禁止）

第11条　事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は社会福祉法人慈恵会　身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者、利用者の家族等に十分に説明し同意を得るとともに、その態様及び期間その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録する。

2　事業所は、社会福祉法人慈恵会　虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待は行わない。

（秘密の保持）

第12条　事業所及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を漏らさない。

2　事業所は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3　事業所は、市町村及び居宅介護支援事業者等に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供する。

（個人情報の管理）

第13条　事業所は、社会福祉法人慈恵会　個人情報管理規程に基づき利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱う。

（相談・苦情等への対応）

第14条　利用者、利用者の家族等は、事業者が提供する介護サービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に問合せ及び苦情を申し立てることができる。その場合、事業所は社会福祉法人慈恵会　苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。

2　事業所は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対し不利

益、差別的な扱いをしない。

3　事業者は、提供したサービスに関して、県、市町村等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、県、市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第15条　事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会　リスクマネジメントマニュアルに基づき、すみやかに利用者の家族等、必要に応じて県及び市町村に報告を行うとともに必要な措置を講じる。

2　事業所は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、事業者は責任を負う。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定める。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができる。

3　事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負わない。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業所及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(5) 利用者の故意又は過失により、施設、職員などに生じた損害については、利用者又は身元引受人にその責任を負担して頂きます。その場合の賠償内容については双方協議の上でこれを定めます。

（衛生管理等）

第16条　事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を行う。

2　事業所は、従業員に対して衛生管理及び感染症その他必要な知識及び技術の習得をさせる。

（記録の整備）

第17条　事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結日から社会福祉法人慈恵会　定款施行細則に定める期間において保存する。

2　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3　利用者、利用者の家族等は、事業所に対し第1項の記録の閲覧・複写を求めることができる。それに対し、事業所は社会福祉法人慈恵会　個人情報管理規程に基づき対応する。

2025.4.1

（緊急時等における対応方法）

第18条　事業所は、利用者の急激な体調の変化又は怪我により、緊急に診察・治療が必要となった場合、社会福祉法人慈恵会　リスクマネジメントマニュアルに基づき、利用者の主治医からすみやかに必要な治療が受けられるよう措置を講じ、併せて、利用者の家族等、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに連絡する。

（非常災害時の対応）

第19条　施設は、サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業所が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じる。

2　事業所は、非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

3　事業所は、非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。

（ハラスメントの防止・対応）

第20条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2　事業所は、従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

（その他運営に関する重要事項）

第21条　事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2　事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

3　この規程に定めるもののほか事業の運営に関する重要事項は事業者が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成12年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成13年　6月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成13年　7月　5日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年10月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成18年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年　9月　1日から施行する。

2025.4.1

附　則

この規程は、平成19年12月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年10月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年　2月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年10月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年　5月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年　8月　1日から施行する

附　則

この規程は、平成26年　4月　1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年　5月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年　3月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年　2月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、令和2年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、令和3年　4月　1日から施行する。

2025.4.1

附　則

この規程は、令和4年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、令和5年　4月　1日から施行する。

附　則

この規程は、令和6年　4月　1日から施行する。